

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（抜粋）

（債務の支払金の端数計算）

第3条 債務の弁済を現金の支払により行う場合において、その支払うべき金額（数個の債務の弁済を同時に現金の支払により行う場合においては、その支払うべき金額の合計額）に50銭未満の端数があるとき、又はその支払うべき金額の全額が50銭未満であるときは、その端数金額又は支払うべき金額の全額を切り捨てて計算するものとし、その支払うべき金額にも50銭以上1円未満の端数があるとき、又はその支払うべき金額の全額が50銭以上1円未満であるときは、その端数金額又は支払うべき金額の全額を1円として計算するものとする。ただし、特約がある場合には、この限りでない。

2 前項の規定は、国及び公庫等（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）に規定する国及び公庫等をいう。）が収納し、又は支払う場合においては、適用しない。